

1人当たりの医療費年額、全国ワースト1位 (平成23年度)

短期財政の健全化にご協力を！

共済組合の短期経理は、組合員と被扶養者の皆さんの病気やけが、出産、死亡、休業などに対して給付を行う経理ですが、その収入は、主に皆さんの掛金と所属所からの負担金及び全国市町村職員共済組合連合会からの調整・特別調整交付金（各都道府縣市町村職員共済組合等からの拠出金で運営）で賄われています。また、支出のほとんどは、医療費及び各種給付金と前期高齢者納付金・後期高齢者支援金・退職者給付拠出金で占められています。

共済組合では、交通事故の治療費の求償や公費負担医療受給者調査による附加給付調整などを、保健事業では、健診や各種講座の開催などに取り組んでいますが、今後においては、更なる医療費等の増加が見込まれること、また、平成23年度における組合員1人当たり医療費年額は、組合員、被扶養者ともに全国ワースト1位となっており、特に被扶養者の医療費は、組合全体で負担するため、被扶養者が多く扶養率が高いと組合員の負担が、より一層重くなります。

皆さんも短期給付財政の現状をご理解いただくとともに、医療費への関心をもっていただき適正な受診で医療費節約にご協力いただくようお願いします。

医療費等の状況について

近畿

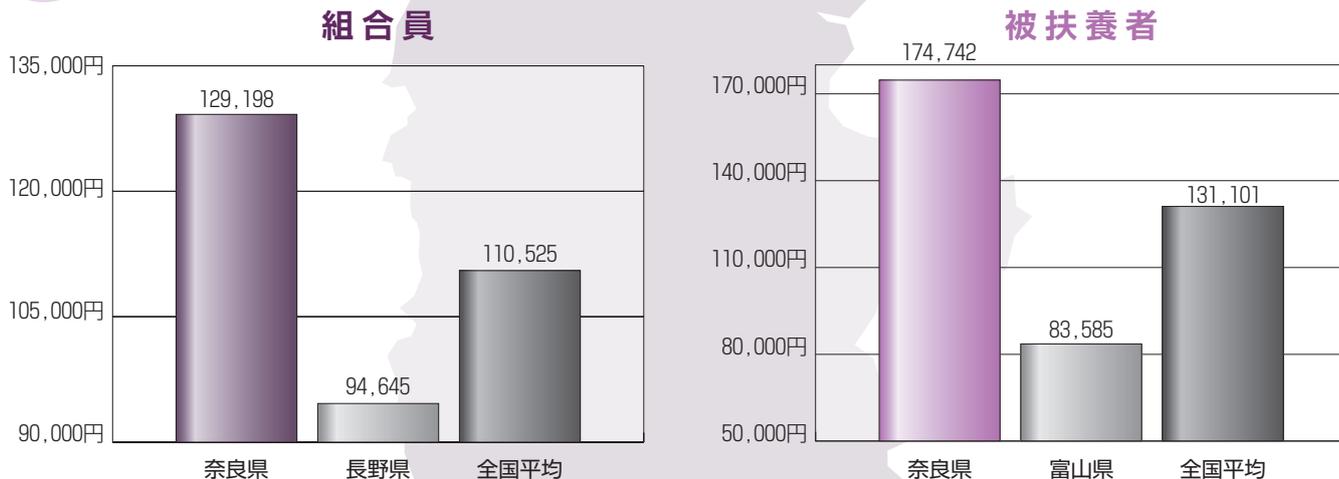
区分	組合員1人当たり医療費年額 (円)		1ヵ月当たり受診率 (件)	
	組合員分	被扶養者分	組合員分	被扶養者分
奈良県	129,198	174,742	74.35	72.24
滋賀県	106,901	125,667	63.64	66.16
京都府	108,499	131,101	68.34	66.05
大阪府	120,447	146,151	76.22	72.88
兵庫県	111,519	150,677	68.74	70.68
和歌山県	107,483	135,474	72.26	73.78
全国平均	110,525	134,415	67.45	69.77

上記の組合員1人当たり医療費年額は、入院・外来・歯科・調剤の共済組合支払額の合計額で算出しています。1ヵ月当たり受診率は、入院・外来・歯科の各レセプト合計で算出し、1ヵ月100人当たりの診療件数です。

全国上位5位と下位

区分	組合員1人当たり医療費年額 (円)		1ヵ月当たり受診率 (件)	
	組合員分	被扶養者分	組合員分	被扶養者分
1	奈良県 129,198	奈良県 174,742	大阪府 76.22	徳島県 79.06
2	佐賀県 123,273	鹿児島県 173,407	奈良県 74.35	愛知県 77.87
3	北海道 121,113	熊本県 162,626	徳島県 73.61	岐阜県 77.75
4	大阪府 120,447	徳島県 158,269	和歌山県 72.26	宮城県 75.50
5	秋田県 117,893	秋田県 158,108	東京都 72.22	岡山県 75.18
47	長野県 94,645	富山県 83,585	北海道 59.77	沖縄県 59.87

医療費の比較グラフ



奈良県

- 組合員1人当たり医療費年額
 - 組合員分 全国 1 位
 - 被扶養者分 全国 1 位
- 1ヵ月当たり受診率
 - 組合員分 全国 2 位
 - 被扶養者分 全国 15 位



ジェネリック医薬品を 活用しましょう!

ジェネリック医薬品は、新薬（先発医薬品）と同じ有効成分、同じ効能・効果があり、安全性においても同等の医薬品です。

新薬の約2～7割程度の価格となり、皆さんの自己負担額の軽減、それに伴い、短期（医療）財政の改善につながります。

年に2回、該当される方に「ジェネリック差額通知書」を配布いたします。なお、昨年10月に配布した「ジェネリック差額通知書」(約800名分)を、全てジェネリック医薬品に切り替えられた場合、共済組合全体で約117万円の軽減が見込まれます。

ジェネリック医薬品を上手に活用してください。

■「自分が使用している薬のジェネリック医薬品はどうしたら分かるの?」

そんな疑問をお持ちなら、下記のサイトにアクセスしてください。

日本ジェネリック医薬品学会ホームページ

『かんじゃさんの薬箱』

<http://www.generic.gr.jp/>

